

令和2年度八王子市農業委員会第10回総会会議録

- 1 開催年月日 令和3年1月28日 木曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時00分 まで
- 4 出席委員 (17名)

農業委員会委員

- | | |
|----------|---------|
| 1番 米津元一 | 2番 熊澤治彦 |
| 3番 青柳有希子 | 4番 中西伸夫 |
| 5番 原島元義 | 6番 有竹満次 |
| 7番 小林裕恵 | 8番 菱山史郎 |
| 10番 田中政博 | 11番 村松徹 |
| 12番 峰尾達雄 | 13番 山田正 |
| 14番 門倉豊 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|---------|
| 15番 内藤廣行 | 17番 内田茂 |
| 20番 町田裕通 | 21番 石川研 |

- 5 欠席委員 (4名)

- | | |
|----------|----------|
| 9番 坂本真一 | 16番 田中和敏 |
| 18番 福田一訓 | 19番 三上正治 |
| 22番 井上正芳 | |

- 6 事務局職員出席者

- | | |
|-----------|---------|
| 事務局長 山崎光嘉 | 課長 須藤文夫 |
| 主査 上原裕之 | 主査 篠原勝久 |
| 主任 萩原健太 | 主任 小池幸治 |

令和2年度(2020年度)
八王子市農業委員会 第10回総会 議題

(令和3年1月28日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 農地等の現況に係る照会に対する回答について
- 第5 非農地証明の願出について
- 第6 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第7 調整区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の許可について
- 第8 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について
- 第9 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第10 特定農地貸付けの承認について
- 第11 特定農地貸付けの承認について
- 第12 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

【報告案件】

- 第13 農地の権利取得の届出について
- 第14 農地の賃貸借の合意解約について
- 第15 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について
- 第16 農地利用状況調査(生産緑地地区)の取りまとめ結果について

《午後2時00分開会》

議長

ただいまから、令和2年度八王子市農業委員会第10回総会を開会します。欠席通告のあった委員を報告します。第9番坂本真一委員、第16番田中和敏委員、第18番福田一訓委員、第19番三上正治委員、第22番井上正芳委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
12月1日から12月31日までの届出分（9件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
12月1日から12月31日までの届出分（24件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。
事務局より報告願います。

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。
（2件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありますか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第4「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を報告します。
事務局より報告願います。

事務局

第4「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を報告。
(1件)

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

事務局

第5「非農地証明の願出について」を報告。(1件)

議長

報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第6「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第6「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。(願出地が農業経営を引き続き行っていること 9件)

議長

報告は終わりました。第6についてご質問はありませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第7「調整区域内農地の『権利の移動を伴わない転用』の許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「調整区域内農地の『権利の移動を伴わない転用』の許可について」について説明。

申請人は中山に所在。申請地は中山にある土地7筆、面積は合計1,328㎡。当該地は、市街化調整区域のうち、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地(第3種)

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それではご報告いたします。1月13日事務局と現地調査を行いました。今回の転用計画は、中山の7筆について、農地改良により田を畑にしようというものです。申請人は、当該地で稲作を行ってききましたが、高齢により肉体的な負担が重く、体力的な限界を感じられていたそうです。そこで、当該地を畑として耕作することを検討していまし

たが、同地は湿田で、用水路が田の水面から1メートル以上の高さに位置しているため、現状のままでは用水路の漏れ水等により畑への転換が困難なことから、農地改良を実施することにされたそうです。今回の転用は、許可の要件を満たす土地利用であり、農地の活用に向けた改良行為であるため、やむを得ないのではないかと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 農地改良の費用負担について、「協力業者が費用負担をする」となっていますが、費用負担をせずに農地改良をしてくれる業者はいるのでしょうか。

事務局 今回については、農地所有者の知人の業者が無償で協力してくれるとのことですが、費用負担をせずに農地改良を行う業者がいるかは承知しておりません。

議長 他にございませんでしょうか。ございませんので進行します。お諮りします。第7については、これを東京都に送付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、東京都に送付することにしました。第8「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第8「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」について説明。
貸し手について、住所は尾崎町、設定する土地は尾崎町の土地8筆、計5,827㎡。利用権の種類は「使用貸借」、期間は5年間。
借り手について、住所は堀之内、現に使用及び収益を目的とする権利を有している農地の面積は借入地が5,461㎡。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それでは、ご報告いたします。1月15日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人から今後の作付計画を伺いました。借受人は、令和2年5月、堀之内の生産緑地において「都市農地貸借円滑化法」による事業計画の認定を受けると共に、小比企町・東中野の農地において「農業経営基盤強化促進法」による利用権の設定を行いました。これにより、新規就農者になった方で、現在は主に野菜を作付けしています。今回新たに借りる尾崎町の生産緑地では、ニンジン・キャベツ・タマネギを中心に作付けをしていくとのことです。収穫した農作物はセレクトフードマルシェ 802 や大和田町の自然派クラブ生活協同組合に出荷するほか、有機野菜を専門に扱う知り合いの卸売業者とも契約しているとのことです。また、当該地での農業経営が軌道に乗り次第、給食センターへの出荷も視野に入れているとのことでした。借受人は市内各地で農地を借りていますが、場所ごとに作付品目を調整し、手間のかかる収穫や出荷作業等については、両親や叔母、ボランティアの力を借りるとのことであるため、労働力は問題ないと思います。また、以前から取り組んでいた「有機JAS認定」の取得が完了したとのことで、付加価値の高い野菜の生産にも精力的に取り組む姿勢が伺えました。借受人は、農作物を育てることに対する思いが強く、勉強熱心で非常にまじめな方ですので、今後も頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議 長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」について説明。

貸し手について、住所は榑原町、設定する土地は川口町の土地1筆、計872㎡。利用権の種類は「使用貸借」、期間は5年間。

借り手について、川口町にある法人、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積は6,148㎡。主たる経営作物は露地野菜、農業従事者は3人、農作業従事日数は年間270日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それではご報告いたします。1月8日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、利用権の設定を受ける法人の代表から、今後の作付計画を伺いました。利用権を受ける法人は平成29年2月から新規就農し、平成31年3月に認定農業者の認定を受けています。平成29年2月の新規就農後からすでに5000㎡以上の農地を利用権設定により借受けている実績があります。今回利用権設定により借受ようとする農地の北側と東側の農地も利用権の設定を受ける法人が利用権設定により借受けている農地となっています。今回対象となる農地は1筆ですが、半年前までは作付けがされていた農地で、現在は作付けがないものの耕うんをすればすぐにでも作付けができるような状況です。ですので、提出していただいた作付計画の通りに進めることができると思います。今回借受する農地についても過去に利用権の設定を受ける法人が借受をした農地同様に、無農薬栽培を行い、収穫した作物は犬目町の園芸センターやイオンモール等に出荷するほか、利用権の設定を受ける法人が経営するカフェで使用したり、直

売を行うとのことでした。利用権の設定を受ける法人は実績もありませんので、問題はないかと思えます。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することに決定しました。第10「特定農地貸付けの承認について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第10「特定農地貸付けの承認について」について説明。

申請者について、住所は川町。貸付対象農地は小比企町にある土地1筆、合計363㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思えます。1月7日、事務局及び農林課と対象の農地を確認するとともに、申請者の法人の理事長から話をうかがいました。申請地の周辺は、肥培管理された畑に囲まれており、大きな道には接していませんが、赤道に接し、利用者はそこを通ることになります。法人は、他にも小比企町内で市民農園を複数開設していますが、当該地は他の市民農園と隣接しており、維持管理がしやすいこと、また経営規模拡大のため、新たに市民農園を開設することにしたとのことでした。募集の方法としては、NPOの会報やポスター掲示、インターネットを通じて募集するとのことでした。申請地は、傾斜がなく日当たりも良好な土地であるため、農作業体験の場としては最適な場所だと思えます。このように市街化調整区域内におけるNPO法人などによる市民農園の開設などは、遊休農地の解消にもつながりますので、頑張っていたきたいと思います。報告は以上です。

議 長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 10 については、これを承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、承認することにしました。第 11 「特定農地貸付けの承認について」を議題にします。事務局より報告願います。

事務局

第 11 「特定農地貸付けの承認について」について説明。
申請者について、住所は谷野町。貸付対象農地は谷野町にある土地 4 筆、合計 847㎡。

議 長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それではご報告いたします。1 月 12 日、事務局及び農林課職員と対象の農地を確認するとともに、申請者の息子さんから話をうかがいました。申請地は、谷野町の 4 筆です。当該地は、全体的に耕うんがかかり、きれいに管理されていました。1 筆については農園用地として使用し、残りの部分は自身で耕作するとのこと。また、利用者が共有で使う農機具置場や休憩スペース用として簡易的なハウスを 1 棟設けるとのことです。今後は、所有者自身が区画を整備し、立て看板等を用いて一般公募により利用者を募っていくとのこと。これまでは、申請人の助言に基づき息子が中心となり農地を維持管理されてきましたが、今後も同様に農作業を続けていくことは困難であると考えていた時に、生産緑地に市民農園を開設できることを知り、今回申請することにしたそうです。申請地は、傾斜がなく日当たりも良く良好な土地であるため、農作業体験をする場として最適な場所だと思います。今回のような都市農業を活用する取組事例が増えていく

ことは、都市農業の振興にもつながりますので、これから頑張っていたきたいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 11 については、これを承認することにご異議ございませんか。報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、承認することにしました。第 12 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題とします。事務局より報告願います。

事務局

第 12 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」
について説明

買取申出生産緑地は石川町の土地 1 筆、162 m²。

買取申出事由の生じた者について、住所は石川町、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和 2 年 6 月 12 日」、年齢は「87 歳」、年間従事日数は「300 日」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします

農業委員

それではご報告いたします。1 月 15 日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の父は、代々農家の家で育ち親の手伝いをする事から農業に携わり、当該地においてキュウリ、トマト、ジャガイモ、ネギ等を栽培してきました。収穫した野菜は自家消費してきました。願出者の父は、持病はあったもののほぼ毎日農作業に従事していましたが、昨年 5 月頃からは入院し、同年 6 月 12 日に 87 歳で亡くなりました。入院中は息子さんが農地の維持管理を行っていました。今回の調査において、お元気だったところは、

この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第12については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地で従事者証明が出されたのち買取の申し出がされた土地は農業者が優先して取得できるので、希望者がいた場合、委員の皆様は斡旋してください。事務局が対応します。

第13「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第13「農地の権利取得の届出について」を報告。（5件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第14「農地の賃貸借の合意解約について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第14「農地の賃貸借の合意解約について」を報告。（1件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。質問なしと認めます。第15「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第15「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。（1件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第16「農地利用状況調査（生産緑地）について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第16「生産緑地管理状況調査の取りまとめ結果について」を報告。

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

農業委員 農地利用調査結果報告を拝見しました。すでに駐車場や建物が建っているとの報告がありますが、これは数年前からこのような状態となっていたのですか、それとも昨年からなったのでしょうか。

事務局 駐車場は別ですが、建物についてはいつから建っていたかはわかりませんが、昨年から引き続きそのような状態となっています。

農業委員 何年も前から違反状態とわかっている生産緑地を毎年調査する必要があるのでしょうか。違反状態を是正しなければならないと思いますが、是正させる権限はどこにあるのでしょうか。

事務局 違反状態がわかっている生産緑地については生産緑地法で原状回復命令をする権限があります。こちらについては都市計画課が担当となります。遊休農地については農業委員会が利用意向調査を行い、改善を図ることが可能と考えています。

農業委員 建物が建っている生産緑地は遊休農地ということでしょうか。

事務局 建物が建っている生産緑地は「E判定」となるため是正が必要な生産緑地となります。「C判定」が遊休農地となります。

農業委員 何年も「E判定」とわかっている生産緑地を調査するよりは、生産緑地を調査する中で、現にやっている方に農地の管理の仕方などアドバイスをし、協力するほうが農業委員としては良いのではないかと思います。

議長 他に質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第3番 青柳有希子 委員

第5番 原島元義 委員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和２年度八王子市農業委員会第１０回総会を閉
会します。

《午後３時２０分閉会》